

特定の病気の影響で運転事故を起こした人への厳罰化などを盛り込んだ「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が11月20日、参議院本会議で全会一致で可決され、成立した。2014年5月までに施行される。

処罰法は、上限が懲役20年の「危険運転致死傷罪」を刑法から移し、これに準ずる新たな罰則を設けた。

新たな罰則は、要件を「正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」に緩和し、「運転に支障を及ぼすおそれがある病気」の影響による死傷事故にも適用する。

対象となる病気は今後、政令で定めるが、発作を伴うてんかんや、統合失調症、重度の眠気を催す睡

眠障害などが想定されている。

これらの影響による死傷事故は、人を死亡させた場合15年以下の懲役、人を負傷させた場合12年以下の懲役となる。

てんかんの持病を隠していた運転手が起こした重大事故などの遺族らの声が、厳罰化の契機となった。

なお、成立前19日の参院法務委員会では衆院と同じく付帯決議があり、病気を政令で定める時は関係団体・学会などの意見を聞き検討する、罪の適用は特定の病名に対してではなく、その症状に着目するもので、該当する病気のある人に不当な不利益が生じないよう周知徹底する、病気を理由とする差別が助長されないようにするなどとした。

(福祉新聞・第2427号 2013年11月25日)